

平成 28 年 1 月 27 日

## 障害者差別解消に係る対応要領の策定について

## 1 経緯

- 平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されることに伴い、行政機関では、職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることが求められています。
- 地方公共団体においては、この対応要領を定めること、これを定める際には障害者その他の関係者の意見を反映させること、定めたときは遅滞なく公表することについて努力義務とされています（国の機関は法的義務）。
- 仙台市においては、同法の制定のほか、障害者雇用促進法の改正、更には準備中の条例制定の趣旨も踏まえ、障害者差別解消に率先して取り組む主体として、本年度中に職員の対応の拠り所となる要領を定めることとしています。

## 2 本市対応要領の策定

## (1) 位置付け・形式等

種別	位置付け・形式等
対応要領	国の基本方針に沿い、服務規律の一環として位置付け。そのため、訓令（※）等の形式で策定。 ※訓令：市長が職員に対し職務を指揮するための命令
留意事項	不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方・具体例を記載した手引きとして定める。
ガイドライン	窓口対応や情報保障の実施方法等を参考資料として示すもの。

## (2) 記載事項等

対応要領及び留意事項の記載事項については、内閣府等国の機関の策定例を参考とした上、本市独自の項目として、条例案との整合性を踏まえた観点や、障害者雇用促進法の観点を加味します。

具体的には資料 2-1（対応要領）及び資料 2-2（留意事項）に示す記載事項案のとおり予定しています。

## 3 想定スケジュール

1 月 27 日～	関係者への意見照会 ・障害者施策推進協議会、障害者団体等への照会
2 月中旬	対応要領案（記載事項）確定
2 月下旬	職員研修
3 月	障害者施策推進協議会への報告 条例議決後、対応要領策定
4 月	対応要領施行 ・併せて留意事項及びガイドラインも施行